条第四項、第二十三条の二第二項（第一号に係る部分に限り、第六十三条において準用する場合を含む。）、第二十四条第九項（第一号に係る部分に限る。）、第三十七条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（これらの規定を第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十八条第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十八条の六第三項（第一号に係る部分に限り、第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十八条の七第四項（第一号に係る部分に限り、第六十三条において準用する場合を含む。）、第五十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第五十四条の十六第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の四第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の五第八項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項、第八十九条第五項において準用する同法第五十二条の五十一第一項及び第五十二条の六十第二項、第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十の二十七第一項並びに第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項	［略］	金融商品取引法施行令
第二十六条第二項		金融機関の合併及び転換に関する法律
第二十一条第二項（第一号に係る部分に限り、第二十八条第二項、第三十二条第三項（第五十八条において準用する場合を含む。）、第三十三条第五項及び第五十八条において準用する場合を含む。）及び第三十四条第二項（第一号に係る部分に限り、第四十条第二項、第四十四条第三項（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十七条第三項及び第六十三条において準用する場合を含む。）		

分に限る。）、第二十四条第九項、第三十七条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八条第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十八条の七第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十の二十七第一項並びに第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項	［同上］	
	［項を加える。］	金融機関の合併及び転換に関する法律
第二十一条第二項（第一号に係る部分に限り、第二十八条第二項、第三十二条第三項及び第五十八条において準用する場合を含む。）、第三十四条第二項（第一号に係る部分に限り、第四十条第二項、第四十四条第三項及び第六十三条において準用する場合を含む。）		